

お宅の消火器、腐食していませんか？

「老朽化した消火器」の適切な取り扱いについて

※今、腐食の進んだ消火器を操作して、破裂し受傷したとみられる事故が多発しています。

このような消火器がありませんか！

(写真提供 消防庁)



黒く変色している消火器



ふたが破損している消火器



底の塗装がはがれた消火器

事故事例

小学生が、屋外の駐車場で放置されていた消火器に触って遊んでいたところ、その消火器が底部から突然破裂、頭を直撃し重症を負った。

自宅の納屋に十数年前から置いてあった消火器を廃棄するため、薬剤を放射して使い切ろうと、レバーを引いたところ、底部分が破裂。反動で跳ね上がった消火器が下あごを直撃した。

このような事故を踏まえて！

「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」

平成23年から次の3つの点が法改正されました

- ◆ 規格省令の改正
- ◆ 点検基準の改正
- ◆ 廃消火器リサイクルシステムの運用開始

業務用消火器と住宅用消火器

消火器には規格上、業務用消火器と住宅用消火器と呼ばれるものがあります。
通常イメージする「赤い消火器」は住宅用以外(業務用)の消火器です。

消火器(住宅用以外・業務用)は、住宅用消火器に比べて消火性能や使用範囲などが優れており、飲食店や事業所など消火器具の設置が義務付けられた場所に置くことができるもので、定期点検が必要になります。薬剤の詰め替えが可能で外面の25%以上を赤色にするように決められています。

設置義務がある事業所のみなさまへ

「住宅用消火器」は、住宅での使用に限り適した消火器で、「業務用の消火器」に比べて消火性能が劣ります。消防法により設置義務がある事業所等に置いても消防署からは消火器として認められません。色の規制がなく、カラフルでコンパクトなものが販売されています。薬剤の詰め替えができない構造になっています。

消火器の規格改正(2011年1月1日施行)

2021年12月31日までは、旧型式の消火器の設置が可能です。それ以降は新型式の消火器に交換が必要です。2011年1月1日以降に工事を開始した防火対象物においては、2011年12月31日までは旧型式の消火器の設置が可能です。

型式失効と設置猶予期間



※ 型式失効

消火器の技術基準規格法令の改正により既に型式承認を受けている機器の形状等が規格に適合しなくなり、その型式承認の効力を失うことをいい、消火器として認められなくなります。

新規格の消火器(例)

改正規格省令に係る事項(住宅用以外の消火器の追加表示事項)

住宅用以外の消火器(追加表示事項)

- 住宅用消火器でない旨
- 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- 消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を图示

新規格の住宅用以外の消火器表示例

A 「蓄圧式」、「加圧式」の区別
蓄圧式 加圧式

B 住宅用消火器でないこと
業務用消火器

C 使用時の安全な取扱いに関する事項、維持管理上の適切な設置場所に関する事項、点検に関する事項、廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

D 順次、この総表示のある消火器に交換しなければならない。消火器が適合する火災の絵表示(国際基準に準じたもの)等を图示

E 消火器交換の目安の表示が義務付け
標準使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定される標準的な期間または期限
設計標準使用期限
20 X X 年まで
設計上の標準使用期限を越えて使用は必ずしも危険ではありませんが、必ずしも安全ではありません。

左が、新規格の表示例です。

改正規格省令に係る事項(住宅用消火器の追加表示事項)

新規格の住宅用消火器表示例

使用方法

- 安全栓を引き抜く
- ノズルを火元に向ける
- レバーを強くにぎる

適応火災

- 普通火災適応
- 天ぷら油火災適応
- ストーブ火災適応
- 電気火災適応

仕様	
総質量	約 2.80 kg
薬液質量	1.5 kg
使用圧力	7.0~8.8 (×10 ⁶ MPa)
耐圧試験圧力値	2.0 MPa
製造年	2011
放射時間(20℃)	約 15 S
放射距離(20℃)	3 ~ 6 m
使用温度範囲	-30 ~ +40℃
型式番号	消第23-349号
製造番号	

住宅用消火器

合格証 国家検定

有効使用期限 2017年3月まで

追加工表示事項

- 住宅用消火器である旨
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

一般のご家庭には、業務用ではなく住宅用消火器の設置を推奨します。



交換式消火器(追加表示事項)

- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

消火器の処分について

消防署では、**消火器**の収集は行っていません。

消火器の処分は(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店(特定窓口)と協力して行っています。お近くの窓口へお問い合わせください。

リサイクルについて

- ・リサイクルシールが必要です。
 - ・リサイクルシール代以外に運搬費用
保管費用が必要です。
- (料金は窓口にお問い合わせください)



大隅肝属地区消防組合管内のリサイクル申し込み窓口
最新の窓口情報:<http://ferpc.jp/accept/>

リサイクルシステムに関する問合せ先
(社団法人 日本消火器工業会代理)
株式会社 消火器リサイクル推進センター
電話:03-5829-6773
ホームページ:<http://ferpc.jp/>

改正に伴う詳しい内容等については、下記の各関係機関をご参照ください。

■総務省消防庁

「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h22/2207/220716_1houdou/zenbun.pdf

「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について」(消防予第556号・消防危第294号)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo556.pdf

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(消防予第557号)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo557.pdf

■社団法人日本消火器工業会

<http://www.jfema.or.jp/>

■株式会社消火器リサイクル推進センター

<http://ferpc.jp/>

■日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp/>